

鳥取県暴力団排除条例の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

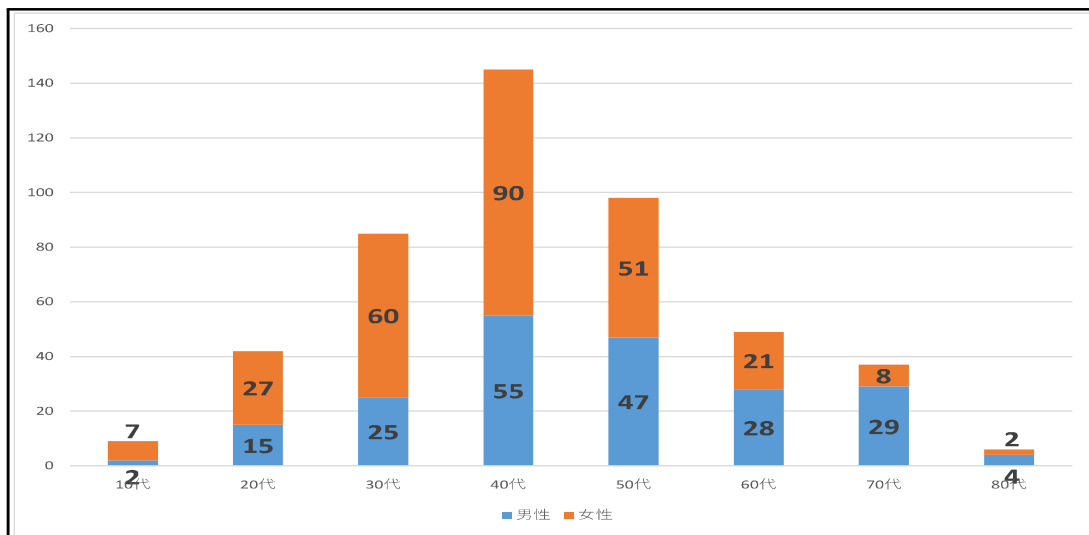
令和4年2月17日
警察本部
(刑事部組織犯罪対策課)

1 パブリックコメント実施

- (1) 実施期間
令和4年1月14日（金）から同月23日（日）までの間
- (2) 意見募集方法
郵便、ファックス、電子メール、電子アンケート、意見募集箱

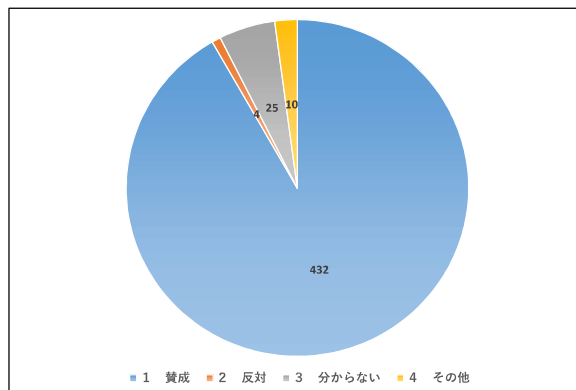
2 応募意見

- (1) 応募件数
郵便619件、電子メール50件、電子アンケート121件（電子アンケート回答者の意見数）
合計790件
- (2) 郵便、電子メール主要意見（6件）
別紙1参照
- (3) 電子アンケート回答者471人 ※主要意見（9件）は別紙2参照
アンケート回答者
10代9人、20代42人、30代85人、40代145人、50代98人、60代49人、70代37人、80代6人
※全回答者471人のうち男性205人、女性266人



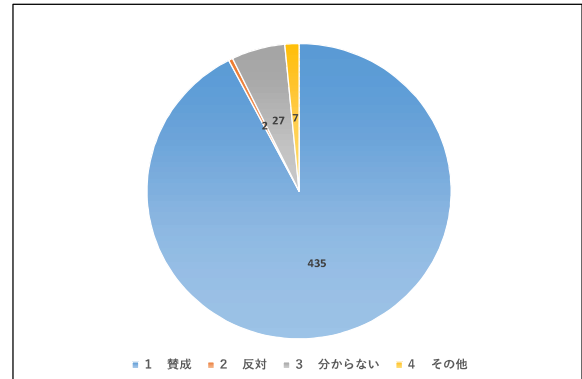
- (4) 電子アンケート設問内容及び回答結果
ア 周囲200メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護対象施設の追加について

賛成 432人 (92%)
反対 4人 (0.8%)
分からない 25人 (5.3%)
その他 10人 (2.1%)



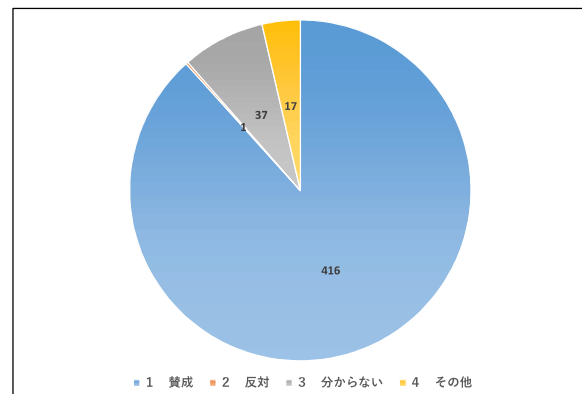
イ 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法に規定する地域の拡大について

賛成	435人 (92.4%)
反対	2人 (0.4%)
分からない	27人 (5.7%)
その他	7人 (1.5%)



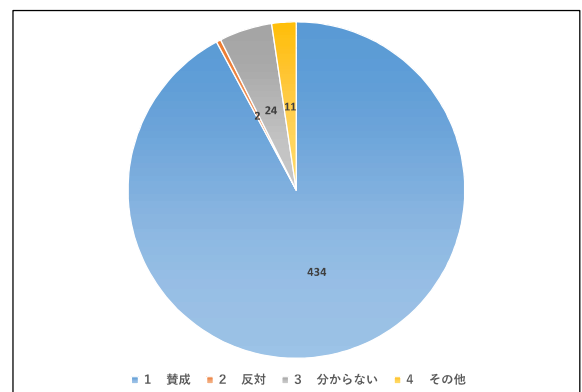
ウ イの規制地域内における暴力団事務所の開設及び運営をする者に対する中止命令の新設について

賛成	416人 (88.3%)
反対	1人 (0.2%)
分からない	37人 (7.9%)
その他	17人 (3.6%)



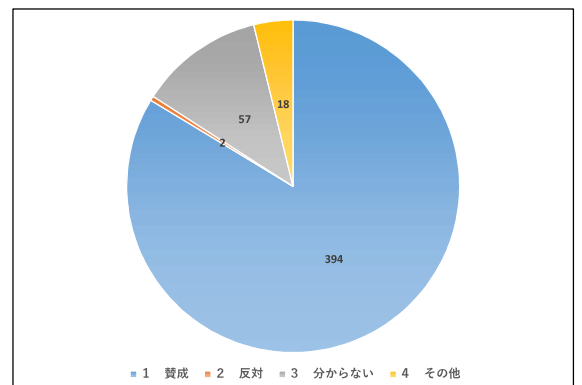
エ 暴力団排除特別強化地域の新設について

賛成	434人 (92.1%)
反対	2人 (0.4%)
分からない	24人 (5.1%)
その他	11人 (2.4%)



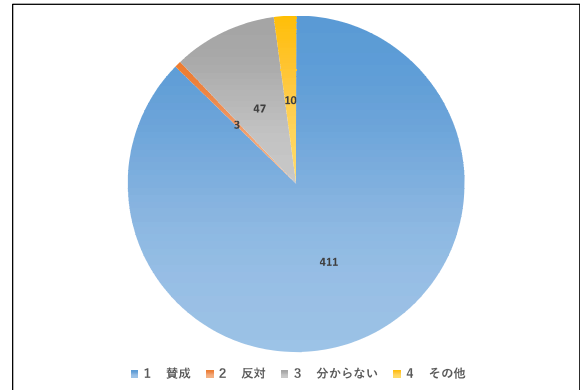
オ 暴力団排除特別強化地域の選定について

賛成	394人 (83.7%)
反対	2人 (0.4%)
分からない	57人 (12.1%)
その他	18人 (3.8%)



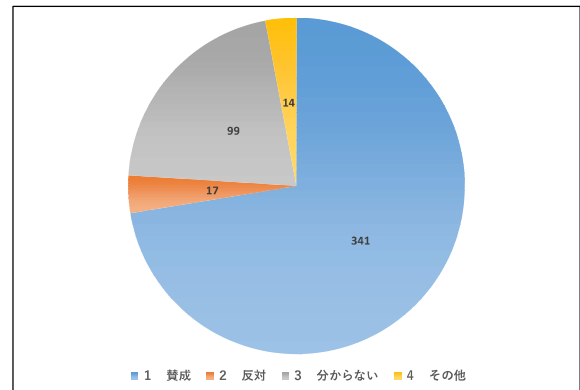
カ 暴力団排除特別強化地域における規制対象とする事業者について

賛成	411人 (87.3%)
反対	3人 (0.6%)
分からない	47人 (10.0%)
その他	10人 (2.1%)



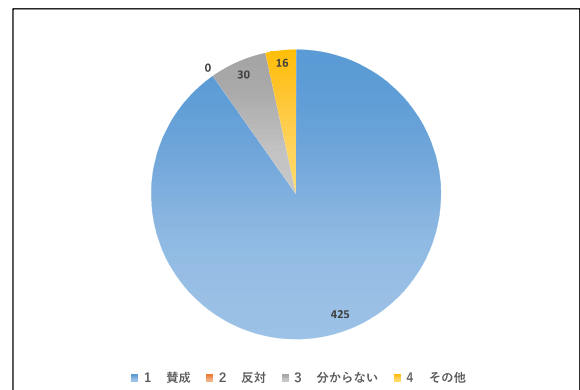
キ 特定業者に対する自首減免規定について

賛成	341人 (72.4%)
反対	17人 (3.6%)
分からない	99人 (21%)
その他	14人 (3%)



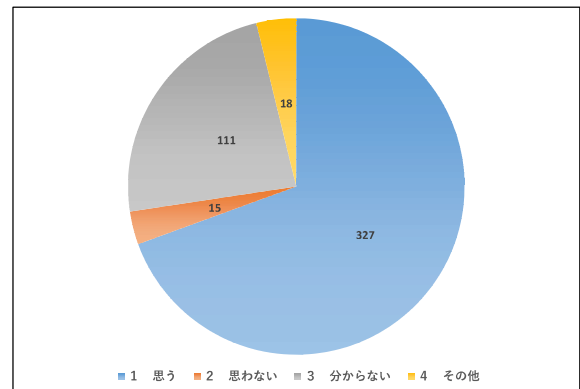
ク 立入検査等の規定について

賛成	425人 (90.2%)
反対	0人 (0%)
分からない	30人 (6.4%)
その他	16人 (3.4%)



ケ 鳥取県暴力団排除条例改正後の鳥取県について（改正により、県民の平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展への寄与に繋がると思いませんか。）

思う	327件 (69.4%)
思わない	15件 (3.2%)
分からない	111件 (23.6%)
その他	18件 (3.8%)



別紙 1

郵便、電子メール

種別（回答方法）	意見（原文記載）	意見への対応
既に盛り込み済み （電子メール）	子を持つ親として暴力団の存在は許せません。とても良い改正の内容だと思います。	貴重なご意見ありがとうございました。
既に盛り込み済み （電子メール）	社会からの暴力団排除に向けて非常に有益な改正です。	貴重なご意見ありがとうございました。
今後の検討課題 （郵便）	米子市で飲食店を経営しておりますが、県内全域での実施を希望します。 朝日町以外の飲食店も守ってください。	今回の改正では、行政命令を経ることなく、即時に罰則を適用する直罰をもって強い規制をかけることから、各地域の状況や必要性等を考慮し、地域を限定したものです。 今後、県民の皆様のご意見や暴力団を取り巻く社会情勢等を総合的に勘案し、必要性が認められれば条例の改正を行っていきたいと考えています。
その他上記に分類できないもの （郵便）	今のところ何もトラブル無くやれているのに新しく改正して変に波風を立てないでほしい。	県内から暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するため、ご理解とご協力をお願いします。
その他上記に分類できないもの （郵便）	改正されることによって暴力団によって新しい犯罪が起きると思う。	本条例を始め各種法令の適正かつ効果的な運用に努め、暴力団の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進してまいります。

「鳥取県暴力団排除条例の一部改正」に関する電子アンケートの結果等
及び今後の対応

【記述意見に対する対応方針】

<設問 4 >

1 周囲 200 メートルの区域で暴力団事務所の開設及び運営を禁止する保護施設の追加について

現行条例では、青少年の健全な育成を図るため、学校、児童福祉施設、図書館、博物館、公民館、家庭裁判所等の保護対象施設の敷地の周囲 200 メートルの区域における暴力団事務所の開設及び運営が禁止されていますが、その保護対象施設に都市公園法第 2 条に規定する都市公園（県内 314 カ所）を追加する予定です。

この保護対象施設の追加についてどう思いますか？

賛成 432 件 反対 4 件 分からない 25 件 その他 10 件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
そもそも暴力団事務所の開設や運営を認めるべきではない。	憲法第 21 条に規定する「集会・結社の自由の保障」の観点から、条例により、暴力団事務所の開設及び運営自体を規制することは困難であることから、警察としては、本条例を始め各種法令の適正かつ効果的な運用に努め、暴力団の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進してまいります。

2 暴力団事務所の開設及び運営を禁止する都市計画法に規定する地域の拡大について

現行条例では、都市計画法第 8 条に規定する第 1 種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設及び運営が禁止されていますが、これらの地域に同条に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を追加し、規制地域を拡大する予定です。

この規制地域の拡大についてどう思いますか？

賛成 435 件 反対 2 件 分からない 27 件 その他 7 件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
そもそも暴力団を認めていることに理解できない。	貴重なご意見ありがとうございます。警察としては、本条例を始め各種法令の適正かつ効果的な運用に努め、暴力団の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進してまいります。

3 (2)の規制地域内における暴力団事務所の開設及び運営をする者に対する中止命令の新設について

本問(2)の規制地域内における暴力団事務所の開設・運営をする者に対する中止命令及びこの命令に従わない者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を設ける予定です。

このことについてどう思いますか？

賛成 416件 反対 1件 分からない 37件 その他 17件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
罰則をもっと厳しくすべきだ。罰則が軽すぎる。	罰則につきましては、他の都道府県の規制状況等を参考として規定しております。

<設問5>

1 暴力団排除特別強化地域の新設について

現行の条例では、事業者と暴力団員との利益の授受が禁止されており、違反者には、公安委員会による調査、勧告及び事実の公表の行政措置が定められているものの、罰則はありません。

しかしながら、県内の繁華街等では、接待等を伴う営業を行う風俗営業等の特定事業者と暴力団員との利益の授受が行われている実態があることから、暴力団員と特定事業者との関係遮断を図るためにも、特定事業者が密集する鳥取市及び米子市の繁華街等の一部を「暴力団排除特別強化地域」に指定するとともに、この地域内における特定事業者と暴力団員との利益の授受を禁止し、禁止行為に違反した者に対する罰則を設ける予定です。

このことについてどう思いますか？

賛成 434件 反対 2件 分からない 24件 その他 11件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
予定ではなく、必ず制定すべきだ。	貴重なご意見ありがとうございます。県内から暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するため、今後も暴力団排除活動を一層推進してまいります。

2 暴力団排除特別強化地域の選定について

設問5(1)の地域は、暴力団の活動状況等を総合的に勘案し、県内では鳥取市及び米子市のうち、

- 鳥取市弥生町周辺地域
- 米子市朝日町周辺地域
- 米子市皆生温泉三丁目の一部地域

を暴力団排除特別強化地域に選定する予定です。

このことについてどう思いますか？

賛成 394件 反対 2件 分からない 57件 その他 18件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
範囲をもっと拡大すべきだ	今回の改正では、行政命令を経ることなく、即時に罰則を適用する直罰をもって強い規制をかけることから、各地域の状況や必要性等を考慮し、地域を限定したものです。 今後、県民の皆様のご意見や暴力団を取り巻く社会情勢等を総合的に勘案し、必要性が認められれば禁止する区域の拡大を検討してまいります。

3 暴力団排除特別強化地域における規制対象とする事業者について

設問5(1)の規制対象とする特定の営業者は、暴力団の活動状況等を総合的に勘案し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する

- 風俗営業（キャバクラ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）
- 性風俗関連特殊営業（ソープランド、ファッションヘルス、ラブホテル、デリバリーヘルス等）
- 特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ、ダンスホール等）
- 接客業務受託営業（コンパニオン派遣業等）
- 飲食店営業（居酒屋、レストラン、寿司屋等）

※午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く酒類提供飲食店営業

のほか、

- 風俗案内業（風俗案内所）
- 風俗情報業（風俗情報を掲載した書籍、雑誌等を発行し、又はインターネットを利用して風俗情報を閲覧させる営業）

とする予定です。

このことについてどう思いますか？

賛成 411件 反対 3件 分からない 47件 その他 10件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
指定しただけで終わらず、警察や市民団体が定期、不定期にしつこく見回りすることが大事。	貴重なご意見ありがとうございます。今まで以上に暴力団の監視を強め、本条例の規定を適用するなど、積極的かつ適切に対処してまいります。

4 特定営業者に対する自首減免規定について

事業者と暴力団員との利益の授受に違反した者については、暴力団員、特定営業者ともに罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を設ける予定ですが、特定営業者に対しては、積極的な申告を促し、暴力団との関係遮断を図るため、自首により刑の減軽又は免除することができる規定を設ける予定です。

このことについてどう思いますか？

賛成 341件 反対 17件 分からない 99件 その他 14件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
申告した人に対する保護もだいじ	暴力団犯罪の被害に遭われた方や暴力団との関係を遮断しようとする方々に対して、警察による保護対策の措置を講じております。

<設問6>

立入検査等の規定の新設について

都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域等の地域における暴力団事務所の開設又は運営の疑いがあると認めるときは、違反事実を明らかにするため、警察職員による建物への立ち入り、物件の検査、暴力団員その他の関係者に質問することができることなどの規定を新設し、資料不提出、虚偽説明、立入拒否、妨害、忌避等した者への罰則（20万円以下の罰金）を設ける予定です。

このことについてどう思いますか？

賛成 425件 反対 0件 分からない 30件 その他 16件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
罰則が軽すぎる	罰則につきましては、他の都道府県の規制状況等を参考として規定しております。

<設問7>

鳥取県暴力団排除条例改正後の鳥取県について

鳥取県暴力団排除条例は、「県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

今回の鳥取県暴力団排除条例の改正内容によって、県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展への寄与につながると思いますか？

賛成 327件 反対 15件 分からない 111件 その他 18件

【その他の主要なご意見】

意見（原文記載）	対応方針
行政と警察と市民が一つになって、排除命令と根絶に尽力しなければならない	貴重なご意見ありがとうございます。今後も、関係機関・団体と連携を図りながら、暴力団排除活動を一層推進してまいります。